

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案の概要
(美容医療サービスの指定役務等への追加)

平成 29 年 11 月
経済産業省商務・サービスグループ
商取引監督課

1. 改正の趣旨

- (1) 美容を目的とする医療サービス（以下「美容医療サービス」という。）に関しては、近年、不適切な勧誘や解約等に関する消費者トラブルが増加していることから、相談件数等を勘案し、一定の美容医療サービス（レーザー脱毛、漂白剤を用いた歯のホワイトニング等）が特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の「特定継続的役務」に追加され、平成 29 年 12 月 1 日に改正法令が施行される。
- (2) 割賦販売法（以下「割販法」という。）は、取引の適正化及び消費者保護を図るため、「指定権利」・「指定役務」として定めた権利・役務に係る割賦販売、ローン提携販売等の取引について、消費者保護規定として、販売条件の表示や書面交付といった行為規制及び契約解除等に伴う損害賠償額等の額の制限や抗弁権の接続といった民事ルールを課している。
- (3) 今般、特商法の「特定継続的役務」に一定の美容医療サービスが追加されたこと、また、「特定継続的役務」に定められた役務は、これまでも割販法に規定する「指定権利」・「指定役務」に指定されてきたことを踏まえ、美容医療サービスを割販法の「指定権利」・「指定役務」に指定することとする。

2. 諮問事項（割賦販売法施行令の改正（美容医療契約の別表追加））

- (1) 特商法と同様の文言を用い、対象を「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであって、経済産業省令・内閣府令で定める方法によるものに限る。）」と定義した上で、割賦販売法施行令別表第 1 の 2（指定権利）及び第 1 の 3（指定役務）に追加する。
- (2) また、対象となる美容医療サービスの提供方法として、割賦販売法施行規則に、①脱毛、②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去、③肌のしわ、たるみ取り、④脂肪の溶解、⑤歯の漂白の方法を追加する。

(了)

○割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）

改正案	現行
<p>別表第一の二（第一条関係）</p> <p>一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を受ける権利（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであつて、経済産業省令・内閣府令で定める方法によるものに限る。別表第一の三第二号において同じ。）を受ける権利</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>別表第一の三（第一条関係）</p> <p>一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）</p>	<p>別表第一の二（第一条関係）</p> <p>一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を受ける権利</p> <p>（新設）</p> <p>二〇七 （略）</p> <p>別表第一の三（第一条関係）</p> <p>一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>二〇九 （略）</p> <p>十 技芸又は知識の教授（第四号から第七号までに掲げるものを除く。）</p>

関係条文

○割賦販売法

(定義)

第二条 この法律において「割賦販売」とは、次に掲げるものをいう。

1～4 (略)

5 この法律において「指定商品」とは、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、次項、第三十五条の三の六十一、第三十五条の三の六十二、第四十一条及び第四十一条の二を除き、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものをいう。

(消費経済審議会及び消費者委員会への諮問)

第三十六条 (略)

2 主務大臣は、第二条第五項若しくは第六項、第三十条の四第四項、第三十条の五第二項又は第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。

○割賦販売法施行令

(消費経済審議会及び消費者委員会への諮問)

第三十条 法第三十六条第二項の規定による諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

- 一 経済産業大臣 消費経済審議会
- 二 内閣総理大臣 消費者委員会
- 三 (略)

別表第一の二(第一条関係)

- 一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を受ける権利
- 二 保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利
- 三 語学の教授(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校(大学を除く。)における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。)を受ける権利
- 四 学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験(義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。次号及び別表第一の三において「入学試験」という。)に備えるため又は学校教育(同法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。)の補習のための学力の教授(次号に規定する場所以外の場所にお

いて提供されるものに限る。)を受ける権利

五 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授(役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。)を受ける権利

六 電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授を受ける権利

七 結婚を希望する者を対象とした異性の紹介を受ける権利

別表第一の三(第一条関係)

一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。

二 保養のための施設又はスポーツ施設を利用させること。

三 家屋、門又は塀の修繕又は改良

四 語学の教授(学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校(大学を除く。)における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。)

五 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学力の教授(次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。)

六 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授(役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。)

七 電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授

八 結婚を希望する者を対象とした異性の紹介

九 家屋における有害動物又は有害植物の防除

十 技芸又は知識の教授(第四号から第七号までに掲げるものを除く。)